

令和 8 年度第 2 回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和 8 年 5 月 8 日（金）			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	1 5 時 0 0 分		閉会時間	1 5 時 4 5 分
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	佐々木 幸 喜	6 番	嶋 川 克 寿
	2 番	坪 倉 完 洋	7 番	大 塚 清 子
	3 番	梅 林 操	9 番	糸田川 啓
	4 番	足 立 進 也	1 0 番	福 田 英 夫
	5 番	塩 見 真由美		
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	石 見	片 岡 興 三
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	難 波 豊 治
	山 上	妹 尾 重 寿	福 栄	山 本 昌 樹
	阿毘縁	岸 幸 利		
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	8 番	足 立 福 子	多 里	山 形 美智也
議事録署名委員	9 番	糸田川 啓	1 番	佐々木 幸 喜
出席した職員	事務局長	浅 田 雅 史	主 事	田 淵 九 大
	農林課	手 嶋 孝 夫		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨 拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第 1 号	農業経営改善計画の認定の報告について
報告第 2 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について
報告第 3 号	基盤整備事業に係る換地の完了について
5. 議 事	
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第 1 号	令和 7 年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
7. そ の 他	

8. 閉	会	
------	---	--

開	会	浅田事務局長	定刻より若干早いですが、ご出席の委員の皆様お揃いになりましたので、只今より令和8年度第2回日南町農業委員会総会を開会いたします。 初めに欠席者のご報告を致します。8番、足立農業委員、多里地区、山形農地利用最適化推進委員から所要により欠席届が提出されておりますので、ご報告させていただきます。 それでは開会にあたり、福田会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨	拶	議長	皆さんこんにちは。ゴールデンウィークも終わり、桜の咲く頃から始まった田ごしらえなどの春の農作業もそろそろ終盤戦、今は田植えの真最中ではないかと思えます。また、年度替わりでもあり、それぞれにお忙しい日々を過ごしておられたことと思いますが、これから少しずつ落ち着いてくる時期ではないかと思っております。 本日は2点ご報告をさせていただきます。まず、4月17日に浅田局長と鳥取県西部農業委員会会長協議会の総会に出席し、議事はすべて承認されました。その中で、会長が南部町の恩田会長から日吉津村の齋下会長に交代され、私が監事を務めることになりましたので、ご報告させていただきます。 まず、総会終了後に西部総合事務所農林局農林振興課の山根課長補佐から、米の動向についてお話をいただきました。その中で、米の生産コストの指標について説明があり、令和8年4月7日に公表された数値では、玄米60kgあたり20,535円とのことでした。これは全国の数値であり、今後は地域別や中山間地向けの数値も示されるのではないかとということでした。 また、この指標を参考にして大手の米取扱業者が買い取り価格を決めていくのではないかとというお話がありました。 続いて4月22日には常設審議委員会に初めて出席し、今回は審査案件がありませんでしたので、事例研究として営農型太陽光発電施設について説明を受け、倉吉市内2ヶ所の現地視察を行いました。1ヶ所目は平成27年から稼働している施設で、最初はミョウガ、その後シイタケを栽培されたそうですが、思うような成果が出ず、現在はドクダミを栽培されておりました。2ヶ所目は建設中の施設でしたが、こちらでもドクダミを栽培予定とのことでした。稼働中の施設は約15aの面積でドクダミの売上金額はこの2年は60万円から70万円で10年かけ、やっと少し落ち着いてきたとのことでした。 また、今月の常設審議委員会は審査案件があり、そのうち2件が米子市の案件ということで事前に現地確認を行う予定となっております。 以上、開会の挨拶とさせていただきます、只今より令和8年度第2回日南町農業委員会総会を開催いたします。

議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第 30 条の規定により、議長が指名するとし、9 番 糸田川農業委員、1 番 佐々木農業委員を指名した。
報告第 1 号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第 1 号 農業経営改善計画の認定の報告について農林課お願いします。
	手嶋主 幹	農林課 手嶋です。本日はよろしくお願いいたします。 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。農業経営改善計画は町が計画を認定するものですが、農業委員会に意見を求めることができるかとされており、町での審査会を経て農業委員会の意見を参考にしながら認定を行っているという状況です。また、本日配布の資料は総会終了後回収させていただきますのであらかじめご承知おきください。 本日は再認定が 2 件です。△△の〇〇〇さん、△△の〇〇〇さんの 2 名です。4 月 24 日に審査会を行いましたので、ご報告させていただくものです。〇〇〇さんについては諸事情により認定の期間が途切れていますが、この度再認定を受けたいとのことで申請があったものです。 町としましては 2 名とも認定を行いたい考えです。また、この度ご報告させていただく中でご意見等あると思います。伺ったご意見は申請者にも伝え、今後の農業経営に生かしていただけたらと考えております。 番号 1、〇〇〇さん、△△地区で営農されておられ、水稻、白ネギ、トマトの複合経営です。 資料、農業経営改善計画認定申請書、前回の申請書、経営収支計算書、償却資産台帳の一覧 ①農業経営体の営農活動の現状及び目標 ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標 白ネギについては面積に対して生産量がかなり少ないという状況です。理由としましては、酷暑で思うような作業ができず、雑草にやられて思うように収穫できない圃場があったとのことです。 今後の目標として、〇〇〇さんの経営規模だと作付面積が大きすぎるとして、面積を減らし、暑さに強い品種に変更していきたいとの考えです。 ③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置 ④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置 経営全般を一人で管理しているが、会社員の妻が退職予定とのことで、業務を分担することができる。 ⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置 ⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置
	議 長	報告第 1 号 番号 1 について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。 (9 番 糸田川職務代理拳手) 9 番 糸田川職務代理。
	糸田川 職務代 理	令和 12 年の目標についてですが、白ネギ部会等での平均反収はどのくらいでしょうか。その差がどのくらいあるのかお聞きしたい。

	手嶋主幹	平均反収についての資料を持ち合わせていませんが、〇〇〇さんの目標としまして 10a あたり 700 ケースを目標として設定しておられます。
	糸田川職務代理	自分の認識では平均反収はもっと上がっていると思っていました。近所でも白ネギの生産をしておられる方がいるので、反収を上げるために面積を減らしているということならすごいと思います。そのあたりの話は審査の時にありませんでしたか。
	手嶋主幹	そういった話はありませんでした。
	議 長	その他、報告第 1 号 番号 1 についてご質問、ご意見がございますか。 無いようですので次に移ります。 続いて番号 2、〇〇〇さんについて説明をお願いします。
	手嶋主幹	番号 2、〇〇〇さん、△△地区で営農されておられ、施設野菜でトマトを栽培されておられます。 資料、農業経営改善計画認定申請書、前回の申請書、経営収支計算書、償却資産台帳の一覧 ①農業経営体の営農活動の現状及び目標 ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標 ③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置 ④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置 ⑤農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置 特定技能外国人制度を活用して必要な労働力を確保する。 ⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置 5 年以内に機械更新の予定はない。 経営収支試算表の大きな変更点はなく、全体的にブラッシュアップしていきたい考えです。生産目標の 20t は早ければ今年度達成できる予定と伺っています。
	議 長	報告第 1 号 番号 2 について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので以上といたします。 (農林課 手嶋主幹挙手) 農林課 手嶋主幹。
	手嶋主幹	ありがとうございました。 農林課の事務分掌の変更についてご報告させていただきます。担い手の育成に関することが手嶋から田淵主事に変更になりました。よろしくお願いいたします。
報告第 2 号	議 長	ありがとうございました。次に移ります。
	議 長	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 資料 3 頁、別紙報告 2 号資料 本日は合意解約の報告が 3 件です。

		番号 1、土地所有者が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん。合意解約となりました。今後は別の方と契約を結ぶ予定としています。 番号 2、土地所有者が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の農事組合法人口〇〇。合意解約となりました。今後は別の方と契約を結ぶ予定としています。 番号 3、まず、資料の訂正をお願いいたします。原野 3 筆、332 ㎡、合計 4 筆 1947 ㎡となっていますが、原野はなく、合計 1 筆、1615 ㎡へ修正をお願いいたします。 土地所有者が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん。合意解約となりました。今後はこの後の議案に入れてありますが、農地法 3 条による所有権移転申請があり、引き続き〇〇〇さんが管理を予定されておられます。
	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第 3 号	議 長	報告第 3 号 基盤整備事業に係る換地の完了について事務局お願いします。
	主 事	報告第 3 号 基盤整備事業に係る換地の完了について 資料 5 頁から 7 頁 △△地区で基盤整備が行われ、昨年 12 月に換地が完了したので今回報告するものです。 資料左側から従前地、真中一時利用地として耕作ができる状態の仮地番、右側換地後の地番として登記が行われ、今後の契約等についてもこの地番となります。各筆の説明は省略させていただきますので、ご確認をお願いいたします。
	議 長	報告第 3 号について、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、贈与による所有権移転の申請がありました。 資料 9 頁から 15 頁 申請番号 1、譲渡人 △△の〇〇〇さん、譲受人 △△の〇〇〇さん、面積が 1615 ㎡です。先ほど合意解約の報告をさせていただいたところです。申請事由は贈与です。 資料 11 頁 位置図 資料 12 頁 字切図の資料ですが、航空写真に公図を当てはめた資料となりますが、航空写真と公図の線が一致していないかと思いますが、この航空写真は古いものとなります。現在は基盤整備が行われており、公図の線の形となっております。 資料 13 頁、14 頁 現地確認写真

		資料 15 頁に受けられる方の農業経営状況の資料をつけておりますので、ご確認お願いいたします。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がありましたらお願いします。 (6 番 嶋川農業委員 挙手) 6 番 嶋川農業委員。
	嶋川農 業委員	事務局の説明の通りです。譲渡人の〇〇〇さんは以前に農地の贈与行った経緯があります。この土地が残っていたようです。日南町に所有している土地を処分したいということです。これで日南町に所有の農地はないということです。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について、説明の前に資料の訂正をお願いいたします。18 頁の備考欄に新規 9 件、再設定 0 件と記載しておりますが、新規 2 件、再設定 5 件に訂正お願いいたします。本日は新規の契約が 2 件、再設定の契約が 5 件、合計 7 件の契約となります。合計面積は 22,854.00 m ² です。 資料 17 頁から 28 頁 申請番号 1 から申請番号 2 新規の契約 申請番号 1、報告第 2 号で合意解約となった筆です。 申請番号 2、報告第 2 号で合意解約となった筆です。 申請番号 3 から申請番号 7 再設定の契約 資料 25 頁から借り受けられる耕作者の農業経営状況の資料をつけておりますので、ご確認お願いいたします。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
協議第 1 号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 令和 8 年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について事務局お願いします。
	主 事	協議第 1 号 説明の前に資料の訂正をお願いいたします。令和 8 年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてと記載しておりますが、令和 7 年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について訂正をお願いいたします。

		資料 29 頁から 34 頁 I 農業委員会の状況 1 農業委員会の現在の状況 2 農家・農地等の概要 昨年度目標を立てた時のときの数字を入れるようになっておりますので 目標時点と変わりません。 II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題 ②目標 ③実績 今年度の新規集積面積 29.99ha、今年度末の集積面積 728.11ha、今年度 末の集積率 51.3%、目標に対する達成状況 101.8%となります。集積面積 と集積率ですが、実際にはもう少し高いと考えております。集積面積には 特定農作業受委託契約の数字も含めることになっております。この契約書 を農林課に届出ることになっていますが、届出の提出がない地区がありま すので、この数字となります。 (2) 遊休農地の発生防止・解消 ①現状及び課題 ②目標 ③実績 今年度の緑区分の遊休農地の解消面積 0.5ha、目標に対する達成状況 25.0%となります。 ④その他 農地パトロールの1号遊休農地 49.2ha、この内緑区分の遊休農地 37.3ha、 黄区分の遊休農地 11.9ha となります。 (3) 新規参入の促進 ①現状及び課題 ②目標 ③実績 今年度の新規参入はありませんでしたので、実績は0 となります。 2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 活動日数は月 7 日 (2) 活動強化月間の設定 ①目標 ②実績 11 月に移動農地銀行の開催、11 月から 12 月に地域座談会の開催を行っ ています。
--	--	--

		(3) 新規参入相談会への参加 ①目標 ②実績 11月に会長に参加していただいた、農業次世代投資資金中間評価会議で新規就農者の就農3年後の中間評価を行いました。2件目が12月に行われた青年等就農計画認定審査会で新規就農を予定している方の計画審査を行いました。 目標の達成状況の標語、目標に対して期待どおりの結果が得られたという結果になりました。 Ⅲ事務の実施状況 1 総会、部会の開催実績 2 農地法第3条に基づく許可事務 3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付） 4 違反転用への対応 こちらで鳥取県及び鳥取県農業会議に報告し、ホームページ等でも公表となります。
	議 長	協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですのでこちらで報告し、公表することにいたします。次に移ります。
そ の 他	議 長	その他事務局お願いします。
	浅田事務局長	次回総会は、令和8年6月10日（水）午前9時00分から2階議場で開会予定です。ご予定をお願いいたします。 また、この後短時間ではありますが、農業者年金部会と山上地区の現地確認について協議を行います。 次に、総会での服装についてですが、役場内は軽装勤務でよいということになっておりますので、よろしくお願いいたします。
	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので私のほうからよろしいでしょうか。 昨年度1月、2月ごろにかけて前局長が中心となって地域計画のブラッシュアップについて意見交換会を実施していたと思います。会が開かれた地区と開かれていない地区があると思いますが、その確認をさせていただけたらと思います。 開催している地区が福栄、阿毘縁、石見東、大宮、開催できていない地区の多里、日野上、山上地区は計画を立てて開催していただけたらと思います。 開催している地区については次回総会で農地利用最適化推進委員から報告をお願いしたいと思います。
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和8年度第2回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和8年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員